

一般社団法人秋田県作業療法士会

<入会のご案内>

1. 入会資格（正会員）

※賛助会員の入会資格については定款ページをご確認ください。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許（以下「免許」という）を有し、かつ秋田県内に勤務あるいは在住する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会の会員であること

2. 入会方法

- (1) 当士会ホームページの会員向け情報 [入会届出フォーム](#)から入会の届出を行ってください。
- (2) 新卒者は当士会への入会手続きとともに日本作業療法士協会への入会手続きも各自で行ってください。協会入会后、通知されてきた会員番号を当士会届出フォームでお知らせください。
- (3) 当士会へ再入会を希望される方は、前回入会時の年会費滞納分がある場合は入会できません。滞納分の年会費を納入後、入会手続きをお願い致します。滞納金額については事務局にお問い合わせください。

3. 会費について

- (1) 入会金はありません。
- (2) 年会費：正会員 7, 0 0 0 円
入会手続き後、事務局より年会費納入の案内がありますので、それにしたがって期限内に納入をお願いします。
- (3) 納入方法は代金収納サービスの振替用紙を利用してコンビニエンスストア、銀行、郵便局のいずれかで納入してください。
- (4) 休会届けを出した会員は当該年度の年会費納入義務はありません。
- (5) 他県士会から異動されて入会する場合、以前の県士会で当該年度の年会費を納入済みの場合、それを証明できる書類（以前の県士会発行の年会費納入証明書、納入の領収書等）を提出することで年会費納入が免除されます。

4. その他

- (1) 年会費未納の方は次年度の県士会主催の学会・研修会の参加資格がありません。
- (2) 未納が続く場合（3 年以上）、会員資格喪失の対象となりますのでご注意ください。